

京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針（案）

～子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れられる豊かな環境づくりを目指して～

令和 7 年 2 月

京都市・京都市教育委員会

[目次]

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 推進方針策定の理念・趣旨・・・・・・・・・・	P 3
2 これまでの学校部活動をめぐる動き・・・・・・・・	P 4
(1) 本市学校部活動の現状・取組	
(2) 国等の動き	
(3) 本市の取組	
(4) 京都府の取組	
3 豊かな環境づくりに向けた本市が目指す将来像と具体的枠組・・・・・・・・	P 11
(1) 望ましい将来像（目指す姿）	
(2) 本市が目指す将来像	
(3) 具体的な枠組	
(4) 実施時期	
4 本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題・・	P 18
(1) 基本的な考え方	
(2) 京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）に関する検討すべき事項	
(3) 放課後活動（学校管理内）に関する検討すべき事項	
5 今後の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20

<本方針での主な用語>

表記	用法
学校部活動	学習指導要領上の部活動を指す。 学校の教育課程外の教育活動に該当し、設置・運営は学校の判断により行われ、校長の管理監督下に置かれる（以下「学校管理内」という）。
部活動の 地域展開 【新規】	従来、学校内の人的・物的資源によって運営された活動を、広く地域に開き、地域に存在する人的・物的資源（学校の施設含む）を活用しながら、地域全体で支える活動のことで、新たな価値の創出やより豊かで幅広い活動を目指す趣旨を表す。 （参考）部活動の地域連携 学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等の実施のこと。
地域クラブ活動 【新規】	部活動の地域展開に伴い、部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動で、民間団体や地域等が実施主体を担うスポーツ活動及び文化芸術活動を指す。 校長の管理監督外で行われる活動となる（以下「学校管理外」という）。 【名称の募集】 「地域クラブ活動」に対する本市独自の呼称を、公募を経て選定予定。本推進方針では、仮称として「京都版地域クラブ」と記載。 既存の民間のクラブチーム等は、「京都版地域クラブ（仮称）」の実施主体となりうる（P 18 4(2)ア参照）。 （「地域クラブ活動」の定義については、国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」で議論が進められており、令和7年春の「最終とりまとめ」で示される定義も参考に修正も検討）
放課後活動 【新規】	学校部活動の地域展開に伴い、本市独自の取組として、平日放課後に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じて在籍校在籍生徒を対象に行う取組。学校管理内で実施する。

※【新規】の用語は、本推進方針の策定に際し、整理及び新設した用語である。

※「京都版地域クラブ（仮称）」及び「放課後活動」の詳細はP 13～P 14に掲載。

はじめに

- 学校部活動は、生徒が興味関心に応じて自主的・自発的に活動する中で、個性や能力を伸ばし、目標に向かって粘り強く取り組む力や協調性など、社会性・人間性を育む経験を積み、生涯の友人も得ることができる教育活動として、学校現場に定着し多くの教育的効果を挙げてきた。
- しかし、昨今の少子化により、京都市立中学校の生徒数は昭和25年以降のピーク（昭和37年度）から7割弱減少し、平成4年度から令和6年度の約30年間で、生徒数は4割減、部活動数は、例えば運動部活動が25%減となっている。こうした結果、生徒の希望する競技や文化芸術活動ができる部活動が学校になかったり、少人数のために団体種目等では実戦的な活動ができなくなったりするなど、様々な課題も生じてきている。また、学校部活動が教員の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている。
- 更に、既存の民間のクラブチーム等においても、かつては校区内の生徒でチーム編成ができていたが、少子化のため、校区でチームを組むことが厳しくなり、チーム構成が広域化し、活動場所も制限されるなど、様々な課題を抱えているのが現状である。
- こうした状況が、本市のみならず全国的な課題となる中、令和2年にスポーツ庁及び文化庁は「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月 文部科学省）」において、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示し、その後、部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を策定した。
- 国のガイドラインは、特に、中学校の学校部活動の地域移行を円滑に進めるために必要な対応に関し、国の考え方を示したもので、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付けて、学校部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされている。（※方針策定段階での進捗を記載）
- 本市としても、現状の課題を踏まえ、生徒が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境整備に向けた考え方や対応の方向性を示し、円滑に取り組を進めていく必要があることから、令和6年1月に有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校及び保護者の関係者からなる「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」（以下「在り方検討会議」という。）を立ち上げ、議論を積み重ねてきたところである。
- 本市では、議論開始時から、それぞれの関係者にとっての「望ましい将来像（目指す姿）」がどのようなものであるかから議論し、また、実際の中学生へのヒアリング調査を行うこと等を通して、休日を中心とした国の議論に縛られず、平日や休日を問わず検討したことが、大きな特徴である。
- その上で、全ての学校に「学校運営協議会」を設置し、現在も地域の方が学校施設内で活動するなど、地域と学校が密接な関係にあるとともに、伝統芸能から演劇、音楽、現代アートまで、多様な文化が息づき、多くの芸術家が活動している本市の特性を活かし、本推進方針では、既存の学校部活動の枠にとらわれず、子どもを真ん中に、地域に存在する人的・物的資源（学校の施設含む）を活用しながら、より豊かで幅広い活動を地域全体で支え、それ

ぞれの関係者の居場所と出番の創出にもつながる、ウェルビーイング※なまちを目指すことを示した。なお、本推進方針は、国のガイドラインで示されている「推進計画」にも該当するものである。

※ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である（文部科学省、令和5年6月16日閣議決定「教育振興基本計画」抜粋）。

- 今後、関係団体や関係機関との緊密な連携のもと、在り方検討会議において、本方針を推進していくための具体的な年次計画を策定していくこととなるが、学校関係者だけではなく、スポーツ、文化芸術などの多くの関係者の方々、ひいては市民の皆様と共に、スポーツ・文化芸術活動により社会全体が活気づくことを目指す。

1 推進方針策定の理念・趣旨

- 本推進方針策定の理念・趣旨は、まち中に豊かなスポーツや文化芸術があふれ、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを通して、全ての人に「居場所」と「出番」がある、「子どもを真ん中にしたウェルビーイングなまちを実現すること」であり、これは、本市施策の基軸である「新しい公共」の概念と軌を一にするものである。
- そのため、本推進方針において、「項目3」で記載する「望ましい将来像（目指す姿）」や、その実現に向けた具体的取組である「地域クラブ活動」及び「放課後活動」に係る基本的な考え方等を示し、地域全体で子どもたちの多彩な体験を支え、育むため、本市内のまち中に子どもたちが夢中に取り組めるスポーツ・文化芸術があふれる環境づくりに向けて取り組むこととする。
- また、今後、本方針をもとに、スポーツ・文化芸術活動に携わる全ての関係者の方々の叡智を結集してより良い方法や具体的方策を検討し、推進方針の具体化に向けた年次計画や課題への対応の方向性を盛り込んだ実施計画を策定する。
- 更に、本方針及び実施計画に基づく取組によって、「京都市市民スポーツ振興計画」や「京都文化芸術都市創生計画（第二期）」を踏まえた本市スポーツ・文化芸術活動の振興により、更なる子育て環境の充実及び地域コミュニティの活性化を通じて京都ならではのまちづくりにつなげる。
- なお、本方針は、主に本市が設置する中学校（義務教育学校後期課程を含む）に在籍する子どもたちを対象として策定したものである。また、国のガイドラインでは、私立学校については、「国公立学校における取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい」ことが示されている。

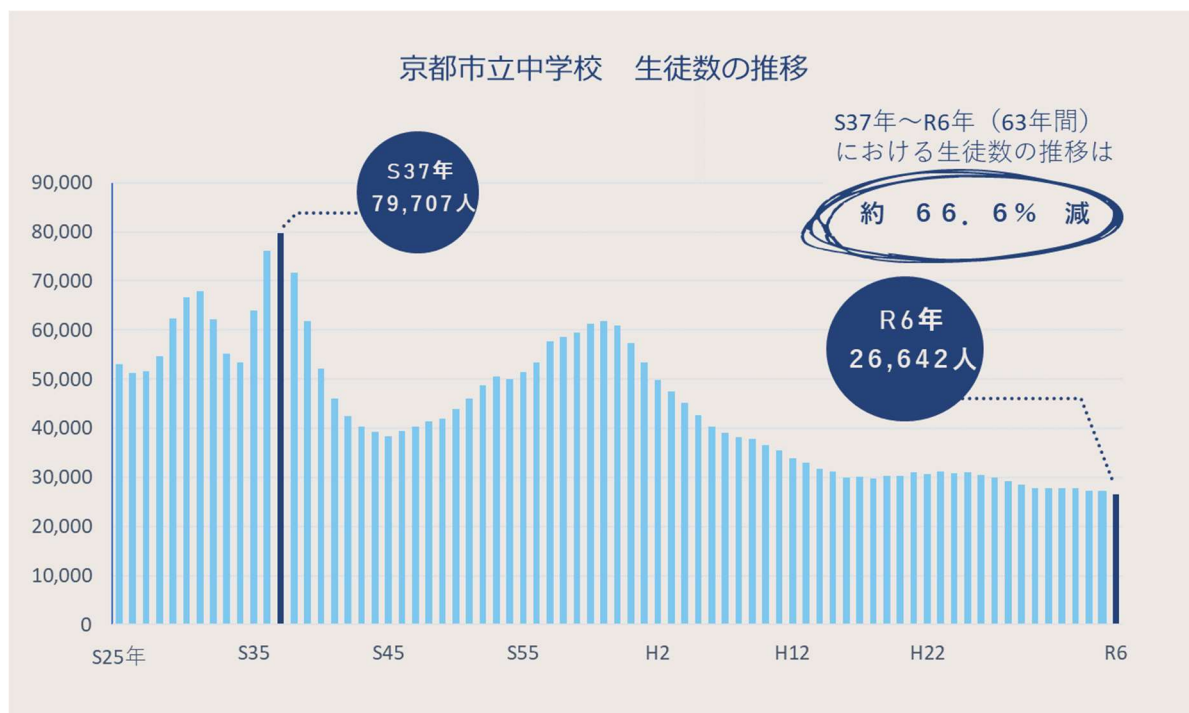
2 これまでの学校部活動をめぐる動き

(1) 本市学校部活動の現状・取組

ア 令和6年度学校部活動数

(ア) 学校数・生徒数

令和6年度 72校（義務教育学校含む）、26,642人



(イ) 部数・加入率（令和6年度）

	部数	指導者	加入生徒数	加入率
運動部	792	1,390	15,492	58.1%
文化部	253	526	5,973	22.4%

(ウ) 競技別運動部数（792部の内訳）

No.	部活動名	部数（部）	No.	部活動名	部数（部）
1	陸上	110	11	柔道	24
2	バスケットボール	106	12	ラグビー	17
3	バレーボール	84	13	ハンドボール	17
4	ソフトテニス	82	14	ワンゲル	10
5	卓球	81	15	ソフトボール	9
6	野球	65	16	体操	5
7	サッカー	64	17	相撲	3
8	剣道	48	18	テニス	2
9	水泳	34	19	その他	3
10	バドミントン	28	部数		792

※男女別の部は、男女別でカウントして集計している。

(エ) 活動内容別文化部数 (253 部の内訳)

No.	部活動名	部数 (部)	No.	部活動名	部数 (部)
1	美術・工芸	64	11	演劇	3
2	吹奏楽	62	12	総合文化	3
3	家庭科	23	13	軽音	2
4	自然科学、科学・技術	21	14	文芸	2
5	パソコン	18	15	ボランティア	2
6	放送	18	16	将棋	1
7	園芸	11	17	華道	1
8	茶道	6	18	日本音楽	1
9	伝統文化	4	19	その他	8
10	合唱・コーラス・和太鼓等	3	部数		253

イ 本市における学校部活動改革の取組

(ア) 外部コーチ派遣事業 (昭和 59 年度～)

- ・実施内容 運動部顧問による技術指導が困難な運動部や合同部活動を実施する運動部などに対し、当該競技の技術指導に優れた指導者 (有償ボランティア) を派遣。外部指導者の扱いであり、引率は不可。
- ・単価 3,007 円/回
- ・R5 実施校数 68 校 (中学校 61 校、高等学校 7 校)
- ・R5 総派遣回数 5,600 回程度 (中学校 5,000 回程度、高等学校 600 回程度)
- ・R5 実人数 197 人 (中学校 169 人、高等学校 28 人)

(イ) 吹奏楽技術指導者派遣事業 (平成 8 年度～)

- ・実施内容 吹奏楽部の技術指導が可能な教員が不足している学校へ、吹奏楽活動の指導経験が豊富な者等を技術指導者として、1 校につき年 40 回を超えない範囲内で派遣。(技術指導者の人選は校長が行う。) 外部指導者の扱いであり、引率は不可。
- ・単価 3,000 円/回
- ・R5 実施校数 40 校
- ・R5 総派遣回数 1,500 回程度 (R4 以前の 1,050 回程度から予算を充実)
- ・R5 実人数 56 人 (全て中学校)

(ウ) 合同部活動について (平成 11 年度～)

- ・実施内容 部員数の減少により、チームが組めない、もしくは、試合形式の練習等実戦的な練習が十分にできない運動部を対象に合同で練習を実施する。
- ・R5 実施状況 28 合同部

(エ) 合同チームについて (平成 11 年度～)

- ・実施内容 部員数が少ないため、単独で大会に参加できないチーム同士が、合同チームとして大会に参加できる制度。対象種目は 8 種目 (軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ホッケー、ラグビーフットボール)
- ・R5 実施状況 春季総合体育大会: 5 種目 26 チーム、夏季選手権大会: 2 種目 16 チーム、秋季新人大会: 3 種目 10 チーム

(オ) ブロック内選択制部活動（平成13年度～）

- ・実施内容 在籍校に希望する運動部がない場合、生徒個人が他校の運動部に参加できる制度
- ・R5実施状況 11種目69人
- ・中体連主催大会において受入校から団体種目での参加が可能（R5～）

(カ) 部活動指導員の任用（平成30年度～）

- ・実施内容 教員の働き方改革を目的に、顧問（教員）に代わって生徒の指導や引率を行うことができる職員（会計年度任用職員）を配置。（スポーツ庁及び文化庁の補助金を活用。）主に運動部の各種競技と吹奏楽部、美術部に配置。
- ・単価 1,800円／時間
- ・R5実施校数 70校
- ・R5実人数 221人
[内訳]
中学校 64校207人（運動部169人、文化部38人）
高等学校 6校 14人（運動部 12人、文化部 2人）

(2) 国等の動き

- 令和2年9月に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を全国に通知。令和5年度以降、休日の学校部活動を段階的に地域に移行する方針が示される。
- 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定。
休日の部活動の段階的な地域移行について、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と位置付け、地域連携・地域移行に取り組み、可能な限り早期の実現を目指すことが示される。
- 令和6年6月に日本中学校体育連盟が令和9年度から「全国中学校体育大会」の9競技を除外することを公表。
- 令和6年8月に、スポーツ庁及び文化庁が、部活動地域移行に係る課題整理や、改革推進期間終了後の令和8年度以降の地域クラブ活動への支援策等について検討する「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を新たに設置。
- 令和6年12月、上記実行会議で整理された「中間とりまとめ」では、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置付け、休日の部活動は、令和13年度までに原則、地域展開（※）の実現を目指すことや、平日の部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することが示された。
※ 国において改革の理念などをよりの確に表すため、「地域移行」から名称変更。
(※方針策定段階での進捗を記載)

(3) 本市の取組

ア 実践研究事業

国の方針を受け、本市では令和3年度以降、学校部活動のうち、特に休日活動の運営について、民間企業が主体となって運営を行う取組（学校管理外）や、教員の補助として大学、プロスポーツチーム及び総合型地域スポーツクラブから指導者を派遣してもらう取組（学校管理内）に関する実践研究事業を実施。

< 実践研究事業の一覧 >

年 度	区分	連携先	実施校数
令和 3 年度	管理外	(株) リーフラス	1 校 2 部活
令和 4 年度	管理外	(株) リーフラス	2 校 4 部活
	管理内	大阪成蹊大学等	8 校 13 部活
令和 5 年度	管理外	(株) リーフラス	7 校 9 部活
	管理内	大阪成蹊大学等	9 校 18 部活
	管理内	京都カグヤライズ	1 校 1 部活
令和 6 年度	管理外	(株) スポーツデータバンク	14 校 20 部活
	管理内	大阪成蹊大学等	18 校 31 部活
	管理内	総合型地域スポーツクラブ	1 校 1 部活
	管理内	京都ハンナリーズ	2 校 2 部活
	—	エリア制合同部活動 ※	2 校 4 部活

※ 学校部活動の地域展開に向けた取組の一つとして、部員数等に関わらず、エリア単位での合同部活動を行い、生徒にとって豊かな活動の実現や教員の負担軽減を目指すもの。

イ 実践研究事業の取組総括

(ア) 成果

- ・ 生徒から「難しい技術も分かりやすく教えてもらえる」、「外部指導者のおかげで上達し、試合に勝てるようになった」という声を聞くなど好評を得ており、生徒の技術向上に対するきめ細やかなニーズに対応することができた<学校管理内・外共通>。
- ・ 専門的な技術指導を任せることができる外部の指導者の存在は、教員の負担軽減に大きく寄与している。<学校管理内・外共通>
- ・ 特に、学校管理外での取組は教員が学校部活動に従事しないことになるため、教員の働き方改革にも資する。<学校管理外>

(イ) 課題

- ・ 平日と休日の運営者（指導者）が変わることで、引継ぎ事項等の打合せ時間を要することや、平日の指導を受け持つ教員が休日の生徒の様子も気になってしまうことから、教員も休日に活動を見学するといったことが発生していた。
- ・ 実践研究の費用負担を踏まえると、仮に全市の運動部活動約 800 部で実施する場合、膨大な予算が必要となる。

(ウ) 見出されたこと

実践研究事業や調査結果から「見出されたこと」などの内容（以下の〔事項 1〕から〔事項 12〕）も踏まえて、「豊かな環境づくりに向けた本市が目指す将来像と具体的枠組」及び「本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題」の検討及び整理を行った。後述する「3（3）具体的枠組」及び「4 本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題」においても〔事項 1〕から〔事項 12〕の番号を掲載し、どのような内容を踏まえて検討・整理を行ったのかを示している。

- ・ 現在の休日学校部活動の学校管理外としての委託を全市に拡大していくには、膨大な予算と調整に伴う人的措置が必要であり、単に各部活動単位で全市に委託を拡大していくことは現実的ではない。外部人材の人件費や運営に関する費用をどのように確保していくか、検討が必要。…〔事項 1〕

- ・ 教員の意識面からも、平日・休日の活動の位置づけを分けるのではなく、将来的には、平日・休日の一体的な運営を見据え、学校部活動及び地域クラブ活動の在り方を検討する方が良い。…〔事項2〕
- ・ 指導者の派遣にとどまらず、各団体（企業、大学及び地域スポーツ団体等）が、運営団体、実施主体としてどの地域や種目で地域クラブ活動を設置、運営することが可能か検討することが必要。…〔事項3〕
- ・ 少子化が進む中で、学校単位で担っていた部活動を、地域的単位で捉えて、実施する競技や種目、種類を検討する視点が必要。…〔事項4〕
- ・ 文化芸術系部活動については、具体的な試行実施に至っていないが、文化芸術系部活動の種類による特性も踏まえて検討が必要。…〔事項5〕

ウ 調査結果より

（ア）生徒向けアンケート調査結果

<調査対象等>

日 程：令和5年8月24日～9月15日

対 象：市立中・義務教育学校の抽出校12校の1，2学年 約3，400名

回答数：2，291人（回答率68.0%）

（イ）市立中学生へのヒアリング調査結果（意見交換）

<調査対象等>

日 程：令和6年9月3日

内 容：市立中学校生徒10名との意見交換

生徒属性：運動系部活4名、文化系部活6名。うち、民間のクラブチーム等にも所属5名。

※本検討会議委員の一部委員も参加し、意見交換。

見出されたこと

- ・ 現在、約半数の生徒が休日に学校部活動以外で何らかのスポーツ・文化芸術活動をしている（学習塾や家庭教師に教わる勉強は除く）。地域クラブ活動を希望する生徒の中には、専門的な指導を受けたい生徒がいる（41%）一方で、専門性よりも楽しさを求める生徒もあり（25%）、生徒の意向も多様である。生徒の多様な志向に対応できる仕組みづくりが必要。…〔事項6〕
- ・ 生徒向けのアンケート調査における「今後、休日の部活動の地域移行に伴い、休日に学校部活動が実施されなくなった場合、新たに地域クラブ活動でスポーツ・文化芸術活動をしますか」の質問に「わからない」及び「無回答」が全体の6割を占める結果が示されており、多くの生徒は学校部活動や地域クラブ活動の将来像について十分なイメージができていない。生徒によりわかりやすく、丁寧に発信し、理解促進に努めていくことが必要。…〔事項7〕
- ・ 学校行事や学校生活と、活動の関連が強い部活動については、引き続き、学校内での活動の在り方を検討することが必要。…〔事項8〕
- ・ 学校部活動に希望する活動内容がなく、第一希望とは違う活動を選択している生徒や学校部活動と民間のクラブチーム等の両方に参加している生徒がおり、できる限り幅広い選択肢の中から選べる環境の検討が必要。…〔事項9〕

(ウ) 教員向けアンケート調査結果

<調査対象等>

日 程：令和5年7月19日～8月4日

対 象：中学・義務教育学校の主幹教諭・指導教諭・教諭・常勤講師等、約2,000名

回答数：1,358人（回答率69.9%）

見出されたこと

- 多くの教員が活動日（平日・休日）や専門性に関わらず負担が大きいと感じており、地域移行後は、休日の指導は望んでいない。一方で、約3割の教員は今後も休日に指導者として関わる意向がある。教員の負担軽減を進める必要がある一方で、指導者として関わる意向のある教員についても地域クラブ活動で関わるができるよう兼職兼業の考え方の整理が必要。… [事項10]

(エ) 地域スポーツ団体向けアンケート調査結果

<調査対象等>

日 程：令和5年5月～7月

対象及び回答数・回答率）：

(1) 地域スポーツ団体の各チーム等〈団体〉

- ・ 回答数115〈以下内訳〉
- ・ 競技団体加盟の市内各チーム等：回答数81
- ・ 京都市スポーツ少年団の各チーム：回答数29（回答率17%）
- ・ 市内の各総合型地域スポーツクラブ：回答数5（回答率56%）

(2) 京都市体育振興会の各クラブ〈団体〉

- ・ 回答数591（回答率38%）

(3) 京都市スポーツ推進委員〈個人〉

- ・ 回答数204（回答率40%）

目的

地域スポーツ団体に対し、活動の現状のほか、各団体活動への中学生の受入れ拡大や新規受入、各指導者による中学校運動部活動指導について、意向と課題などを把握するため、実施したもの。

総括

- 本アンケート実施時点（令和5年5月～7月）において、地域スポーツ団体における「学校部活動の地域移行」に対する認識や思いについて温度差があり、調査に協力いただいた団体は本テーマに対する知識が豊富であったり、意識の高かった団体が主であったりしたことが推察される。… [事項11]
- 上記の点を考慮して結果を考察する必要があるが、中学生を活動対象としていない団体や中学校部活動に従事していない指導者においては、新規受入・新規参画に大きなハードルを感じられている一方で、既に中学生を対象としている団体については、受入の拡充に前向きな意見が多かった。… [事項12]

回答内容 主な意見について（自由記述で共通して回答があったものを抜粋）

○全体、運営

- ・ 地域の生徒達を地域で育てることが大切
- ・ 子どもたちが地域で育ってよかったと思えること、楽しかったと思えること
- ・ 指導者、管理者、保護者等の大人達がきちんとコミュニケーションを取っていく事
- ・ 責任の所在の明確化

- ・ 地域によって不公平が生じないように欲しい

○活動内容

- ・ 学校の枠や勝利至上主義にとらわれないこと、多様なスポーツ体験の提供
- ・ 競技レベルに差があると参加出来ない生徒が出てくるため、レベルに合ったクラブを自由に選べる工夫が必要
- ・ 一つのスポーツ種目だけでなく、様々な種目に挑めるような環境作り

○指導者

- ・ 質確保のための指導者育成
- ・ ボランティアを前提としないこと
- ・ 指導者の立場向上・報酬の適正化

○活動場所

- ・ 学校施設の積極的な開放
- ・ 競技の性質に適した活動場所の確保、行政区ごとに活動拠点を作ってはどうか
- ・ 場所や施設の確保とともに利用調整するコーディネート的なキーマンが必要だと考える

(4) 京都府の取組

- 令和3年度から有識者による検討委員会を設置し、学校部活動の地域連携・地域移行について検討を重ね、令和6年3月に、「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」を策定された。
- 本市においては、国のガイドライン（令和4年12月）及び京都府の推進指針（令和6年3月）を参考にしつつ、本市独自の推進方針について検討を重ねた。

<京都府の推進指針のポイント>

- ・ 地域連携・地域移行の方向性や手順、実践研究の成果や学校部活動・地域クラブ活動の活動指針等を盛り込み、京都らしい在り方とより丁寧なガイドラインを「推進指針」と位置付け、各地域が実情に応じた方針等を作成するための参考として示すもの。
- ・ 「学校部活動の地域連携・地域移行」を「学校部活動からの新しい活動スタイル」と捉え、この新しい活動の目指す方向性の総称を「京都モデル」として打ち出す。

3 豊かな環境づくりに向けた本市が目指す将来像と具体的枠組

- 本推進方針の策定趣旨・理念を踏まえ、子どもたちはもとより、子どもたちのスポーツや文化芸術活動の関係者や市民の皆様、それぞれの立場の視点から「望ましい将来像（目指す姿）」を検討した。
- また、現行の学校部活動の実施主体を、学校から地域に、単に移行するというのではなく、学校部活動が担ってきた生徒の主体的な活動への参加や自らの技能の向上と大会等での好成績を目指した切磋琢磨、更に、放課後の居場所等という多様な役割・機能について、それぞれの役割をどのような形で継承するのが望ましいかについて、丁寧に議論を重ねた。

(1) 望ましい将来像（目指す姿）

ア 子どもたちの視点

- ・ 在籍する学校に関わらず、地域全体で支えられた環境が充実する。
- ・ 通学する学校の状況や家庭の経済状況に左右されず、専門的な指導者のもとで、継続的に自分のやりたい活動ができる。
- ・ 小学校や中学校を卒業しても、同じ活動に取り組んでいる子どもは、同じ活動を継続できる環境がある。
- ・ 平日・休日問わず、特定の競技や種目・活動だけでなく、ニュースポーツや京都ならではの多様な文化芸術活動を含め、様々な種類の活動がメニュー化され、各自の志向に応じて主体的に選択し参加することができる。
- ・ 障害の有無等に関わらず、希望する活動を主体的に選択することを可能とするインクルーシブな活動となっている。
- ・ これまで学校部活動が担ってきた放課後の居場所や、楽しく活動できる場が放課後の校内にもある。

イ 学校、教員の視点

- ・ これまでの部活動指導での負担が軽減される。
- ・ 教員が教員でなければならない業務に専念できることで、学校教育活動の質的向上に繋がる。
- ・ 教員が希望すれば、本人に身近な地域（居住地や在籍校の所在地等）等で、地域クラブ等での指導者としても参加できる。
- ・ 地域等、学校以外での子どもたちの学び・育ちの機会が更に広がる。
- ・ 学校が、地域クラブ活動の拠点の一つとして有効に利用され、子どもたちの放課後や休日の居場所が充実する。

ウ 民間のクラブチーム等を主催・運営する団体の視点

- ・ 新たに子どもたちが総合型地域スポーツクラブ、各学区の体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、文化芸術団体等によるスポーツ・文化芸術活動及び習い事教室等に参加することにより、各団体の活動の活性化に繋がる。
- ・ スポーツ・文化芸術に親しんだ子どもが、大人になっても多世代の中で活動を継続でき、さらには、各団体の指導者として次世代の子どもたちを育てていくこともできる。
- ・ 平日・休日に関わらず、教育活動に支障がない範囲で、学校施設（グラウンド、体育館、実習室や和室など）を活用して、地域に根差した活動ができる。

エ 指導者を希望する人の視点

- ・ 指導者として活動したい人が、本取組を契機に、活躍の場が充実する。
- ・ 指導者として必要な資格を取得するための環境整備が整うとともに、中学生をはじめ多世代への指導を通して、指導者自身の指導力向上に繋がる。

オ 保護者・家庭の視点

- ・ 家庭の経済状況等に左右されず、子どもの希望する活動に参加させることができる。
- ・ 地域クラブ活動の指導者に子どもを安心して任せることができる。
- ・ 地域クラブ活動に参加する子どもを通じて地域との繋がりや関係性を持つことができる。

カ 地域等の視点

- ・ 「大学のまち」、「多様な文化芸術」等、本市の強みやポテンシャルを活かし、子どもたちのニーズに応えられる環境が整えられることで、子どもたちのみならず市民の参加機会も拡充される。
- ・ 地域クラブ活動の活動拠点が学校や地域にとって身近な場所となり、地域に根差した取組として、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流する場が創出されることで、地域コミュニティの活性化に繋がる。
- ・ 子どもと一緒にスポーツ・文化芸術を親しむ活動を通じて、地域が一体となり、誰もがより身近にスポーツ・文化芸術活動に触れ、取り組むことで、更なるスポーツ及び文化芸術の振興に繋がる。
- ・ 民間企業や大学等も子どもたちの学びや育ちを支えている。

(2) 本市が目指す将来像

上記(1)で示した6つの視点、実践研究事業及び調査結果等から見出された内容を踏まえ、以下の本市が目指す将来像の実現に向けて取り組む。

- ① 子どもたちが、学校の垣根を越えてつながり、平日・休日問わず、様々なスポーツ・文化芸術活動等の中から、複数の活動を経験できるような環境整備に向け、地域全体で支える仕組みづくりを目指す。
- ② その際、子どもたちの多様な志向等に応じながら、家庭の経済状況等に関わらず参加できる環境を検討し、生涯にわたって継続的にスポーツ・文化芸術に親しめるように努める。
- ③ 新たな仕組みづくりに向けては、大学のまち、スポーツや文化芸術が息づくまちをはじめとする本市特性や、市民力、地域力を生かした新たな在り方を検討し、少子化やそれに伴う学校部活動数の減少、更に人口全体の減少が進む中でも、子どもたちにとって活動内容の選択肢が広がり、また、各競技・活動団体にとっても、参加人口の維持・拡大や各競技・活動の振興が図られるよう、地域社会に根差したスポーツ、文化芸術活動の拠点づくりにも資するものとなるようにする。
- ④ また、従来の学校部活動の役割については、基本的に「地域クラブ活動(下記(3)①参照)」に引き継いだ上で、従来、学校部活動が担ってきた放課後の学校での生徒の居場所、活動場所等の役割について、教員負担の軽減の視点も考慮した新たな取組を検討する。
- ⑤ こうした多様な活動の場として学校が開かれ、地域の多世代の人々のスポーツ・文化芸術活動の拠点となることで、地域コミュニティの活性化や市民の活躍の場の拡大に繋げる。
また、指導を希望する教員の地域指導者として積極的な参画と、教員としての業務にも専念できる環境を両立し、学校教育活動の一層の質の向上に繋げる。

(3) 具体的な枠組

上記(2)を踏まえ、「本市が目指す将来像」を実現するための具体的な枠組として、従来の学校部活動については廃止した上で、従来学校部活動が担ってきた教育的意義を引き継ぎ、生徒にとってより選択肢が広がるような、在籍する学校の枠を超えて参加できる「地域クラブ活動(①)」を創設する。

その上で、生徒の平日の放課後の校内での居場所や活動場所を確保することを目的に、生徒が主体的に活動を行うことを基本として、各学校体制等を考慮しながら教職員が教育的配慮をしつつ側面支援を行う「放課後活動(②)」も実施する。

こうした2つの枠組みにより、生徒が平日・休日問わず、各自の志向に応じて、多様なスポーツ・文化芸術活動、STEAM※等の活動の中から、主体的に選択できる環境づくりにつなげる。

なお、「地域クラブ活動」について、既存の民間のクラブチーム等と区別するため、本市独自の呼称を検討することとし、本方針では、「京都版地域クラブ（仮称）」とする。

※STEAM…科学・技術・工学・芸術・数学の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語。
科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る（探究）とつくる（創造）のサイクルを生み出す、分野横断的な学び。

（参考）学校部活動の教育的意義

体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する（国のガイドライン抜粋）

① 京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）

部活動の地域展開に伴い、部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動で、本市独自に設定する名称。

「京都版地域クラブ（仮称）」の実施に際しては、生徒が在籍する学校の枠を越えて、多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。

- ・ 京都版地域クラブ（仮称）の実施主体は地域・民間団体等が担い、学校管理外での活動とする。また、活動場所として、学校施設を積極的に活用することを想定する。
- ・ これまで、生徒は基本的に在籍校における部活動の種目や活動内容から参加する部活動を選択していたが、学校単位で担ってきた部活動を地域単位で捉えることで、これまで以上に子どもの多様な志向への対応が可能になる。なお、京都版地域クラブ（仮称）は、部活動の教育的意義を継承する取組であり、勝つことのみを重視し、過重な練習を強いるような活動は行わない。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項1、4、6及び9」
- ・ 京都版地域クラブ（仮称）の整備に当たっては、既存の民間のクラブチーム等に広く参画を呼び掛けるとともに、関係者による協議の上、必要となる新たな実施主体の整備を図るなど、今後の実施計画作成の段階で、詳細を検討する。
- ・ 教員が京都版地域クラブ（仮称）の指導者となる場合の兼職兼業のあり方や「大学のまち」とも呼ばれる多くの大学生の力等、その強みを生かした本市ならではの在り方等についても具体的検討をする。
- ・ 京都版地域クラブ（仮称）の参加に必要な費用は、原則本人負担となるが、家庭の経済格差が生徒の体験格差に繋がることのないよう、費用支援の在り方を検討する。
- ・ 本方針では、実践研究事業で見出された内容や本会議での議論を踏まえ、平日・休日の部活動の在り方を一体的に検討することとしているが、京都版地域クラブ（仮称）の整備については可能な部分から開始し、漸次、拡大していくこととする。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項2」

② 放課後活動（学校管理内）

学校部活動の地域展開に伴い、本市独自の取組として、平日放課後に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う取組。

教員は、必ずしも、従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対し、教育的配慮をしながら側面支援として関わることを想定。

- ・ 活動する目的、内容及び期間等は、生徒の希望や学校の実態等を踏まえ、例えば、各校で生徒とも話し合いながら設定することとする。その際、季節や学期ごとに内容を設定したり、スポーツ系と文化芸術系の活動も同時に取り組めるようにしたり、現在の部活動よりも活動日数を少なめにする等工夫について検討する。
- ・ 現在、学校教育活動（教科や学校行事等）と密接に関連した活動を行っている学校部活動（例：美術、理科、家庭科、放送など）に興味関心のある生徒の継続した活動の場にもなる。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項8」
- ・ 「教育的配慮をしながら側面支援」とは、安全面等での必要な指導や生徒からの相談への対応等、教育的な面で、必要に応じて支援的に関わることを指す。
- ・ 生徒への支援等については、教職員以外の外部人材を活用することも検討する。
- ・ 学校管理内の活動であり、費用負担に関しては原則不要（用具等の実費のみ負担）となる。

（4）実施時期

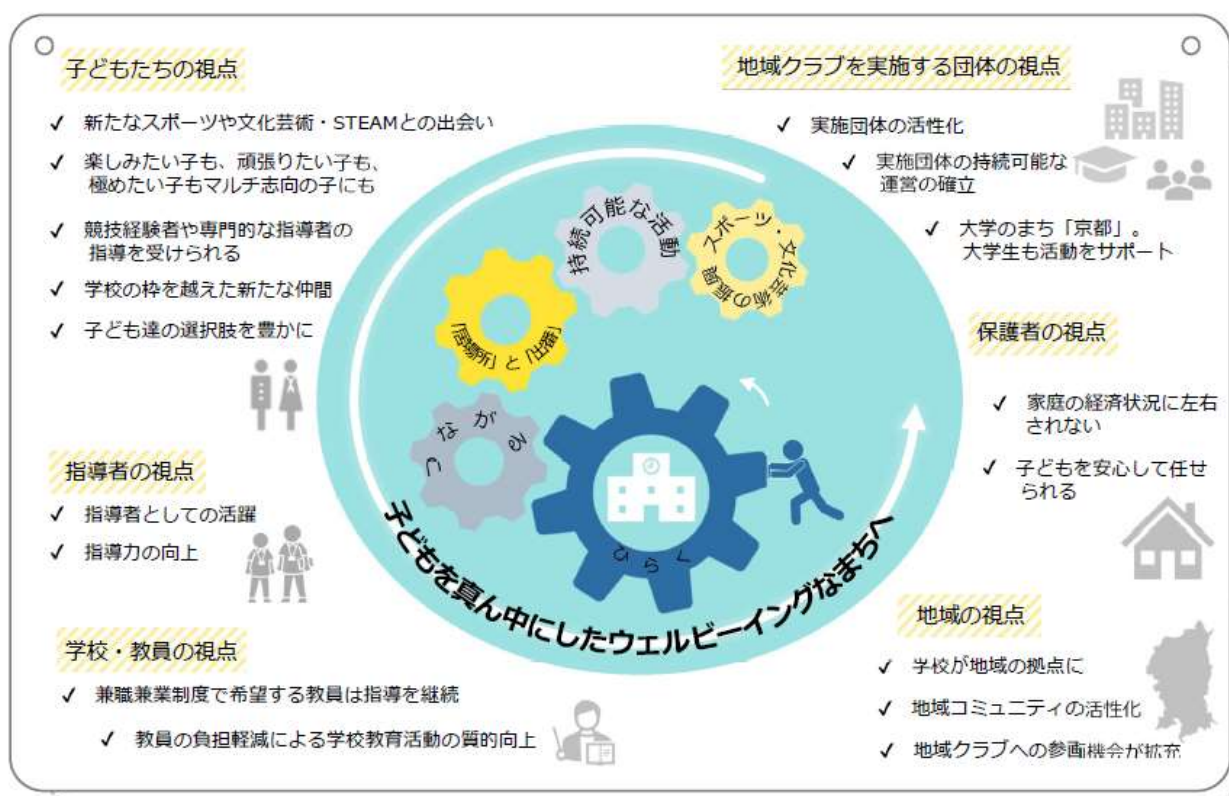
国においても、新たな地域スポーツ・文化芸術活動の創造と部活動改革を実行するための今後の方向性や総合的な方策を検討することを目的に令和6年8月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が設置され、現行の国のガイドライン見直しのための論点整理や令和8年度以降の地域クラブへの支援方策等について検討が進められ、令和6年12月には、令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」と位置づけ、休日の部活動は、令和13年度までに原則、地域展開の実現を目指すことや、平日の部活動は、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進するという「中間とりまとめ」が示された。また、次期学習指導要領の改訂に向けた有識者会議での論点整理が公表される等、本市方針の検討と並行して、様々な議論が進んでいる。（※方針策定段階での進捗を記載）

また、本市においても、令和9年度に全国中学校体育大会が京都を含む近畿ブロックで行われることが既に決定され、開催に向けた準備が進むとともに、令和10年度中には、中学校での全員制給食が実施される予定で、全員制給食の実施に伴う時間割の大幅な見直しと放課後時間への影響が見込まれる。こうした国及び京都市立中学校の現状を踏まえ、令和9年度までは現行の学校部活動を基本的には維持しつつ、実践研究を進めた上で、令和10年度から、競技や活動内容ごとに、京都版地域クラブ（仮称）や放課後活動を順次実現することを目指す。なお、可能なところから順次、先行実施する。（移行期間は令和13年度までを目安とする）

本方針を具体化に向けた年次計画などを盛り込んだ「実施計画」については、今後、在り方検討会議において丁寧な議論し、関係諸団体等とも連携して、令和7年度中の策定を目指す。

（参考）京都版地域クラブ（仮称）と放課後活動の概要をP16に掲載。

＜本市が目指す将来像の概念図＞



＜京都版地域クラブ（仮称）のイメージ（種目は一例）＞

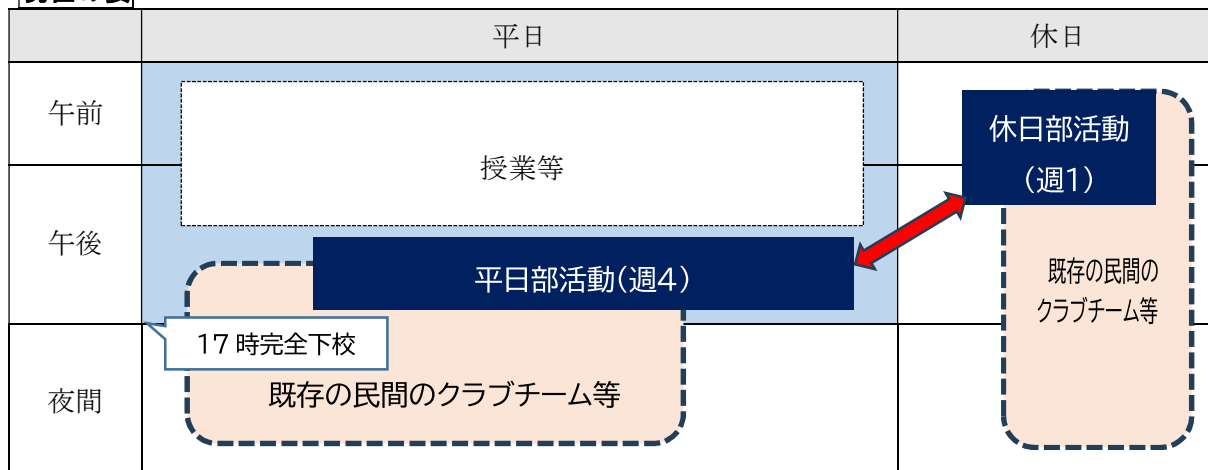


【京都版地域クラブ（仮称）と放課後活動の概要】

	京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）	放課後活動（学校管理内）
設置の意義	地域全体で支えられたスポーツ・文化芸術活動の推進体制が確立され、子どもたちの選択肢が広がる	校内での生徒主体の活動場所や居場所の確保
実施主体	地域・民間の団体等	学校・生徒
指導者	地域・民間の指導者 （教職員の兼職兼業も想定）	教職員、外部人材
対象者	市立中学生他	在籍校の生徒
内容	【活動する種目の想定】 ・ 陸上、バスケットボール、野球、サッカー、吹奏楽、茶道、華道などの個別競技（種目）を取り扱う活動 ・ 多種目を取り扱う活動 ・ ニュースポーツを取り扱う活動 ・ 部活動になかった文化芸術活動 など 【特色】 ・ 在籍校以外の活動も選択できる ・ 学校の枠を越えて仲間たちと活動する ・ 試合形式など実戦的な活動が可能になる ・ 中学生以外の多世代での活動も可能になる ・ 競技経験者や専門的な指導者から教えてもらえる	生徒の主体性を踏まえつつ学校が設定 【取組例】 ・ 生徒が仲間と共に自分たちで取組を企画する等、特別教室、体育館及びグラウンドを開放して生徒が自主的に行うスポーツ系や文化芸術系の活動を含む ・ 時期に応じた活動 など 【特色】 ・ 教員は、必ずしも、従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対し、教育的配慮をしながら側面支援として関わることを想定 ・ 生徒への支援等については、教職員以外の外部人材を活用することも検討
活動日	平日・休日	各校ごとに設定（平日）
活動場所	市立学校他（本人の希望に応じた選択が可能）	在籍校
費用負担	原則本人負担（費用支援の仕組みを検討）	原則不要（用具等の実費のみ負担）

【イメージ図】 学校部活動の活動の現状と将来像

現在の姿



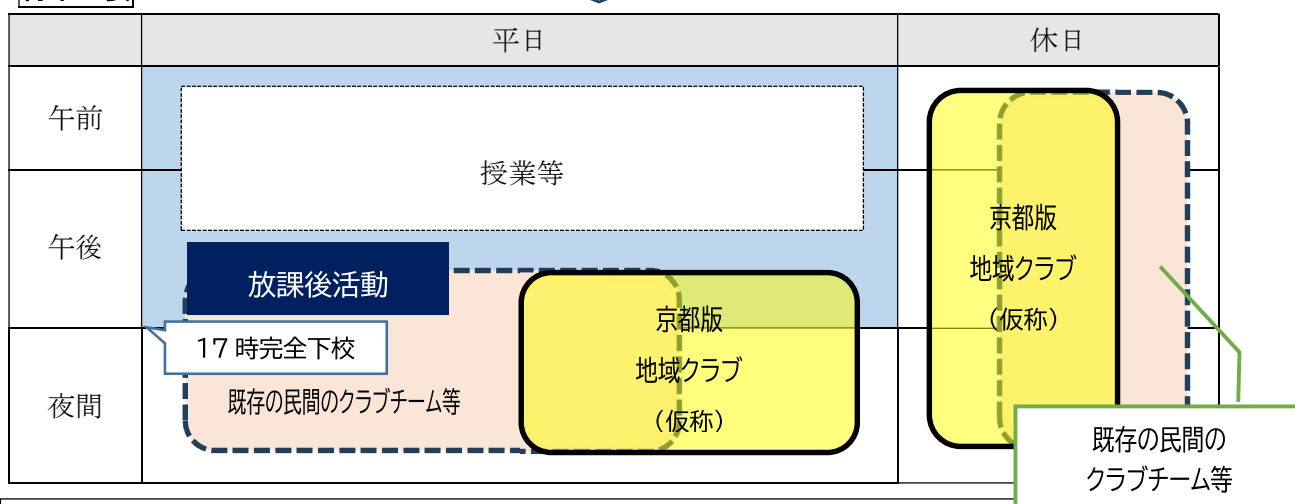
【部活動】

・学校教育活動として校内で実施。多くは特定の競技等を一つ選択し3年間通して参加。

【既存の民間のクラブチーム等】

・総合型や競技ごとなどチームごとに様々な種類・内容あり。

将来の姿



【京都版地域クラブ (仮称)】

・学校管理外の活動として、在籍校、近隣校又は拠点施設で活動。これまでの部活動にはない種目等も想定。

【放課後活動】

・学校教育活動として校内で実施。生徒の主体性を生かし様々な内容の活動を想定。

【既存の民間のクラブチーム等】

・総合型や競技ごとなどチームごとに様々な種類・内容あり。

子どもから見た具体的な変化

- 学校に入りたい部活動がない場合、これまでではあきらめるか、別の部活動に入るか、学校外の民間のクラブチーム等に入っていたが、今後は学校(近隣校)に「京都版地域クラブ(仮称)」が新設され、「放課後活動」を含め、選択の幅が広がり、やりたい活動ができるようになる。
- これまで部活動では、専門的な指導が受けられないこともあったが、「京都版地域クラブ(仮称)」では、競技経験者や専門的な指導者から指導を受けられるようになる。
- 一つの競技・内容だけでなく、自分の興味関心に応じて、「京都版地域クラブ(仮称)」や「放課後活動」を組み合わせることにより、様々なスポーツ・文化芸術活動等を広く体験できるようになる。
- これまで部活動では、基本的に同一の競技・内容等を3年間継続していたが、「放課後活動」は、興味関心がある内容のことだけでも、気軽に参加でき、スポーツ・文化芸術活動等に出会う機会が広がる。
- これまで部活動では、17時完全下校であったが、17時以降の活動の可能性が広がる。

4 本市が目指す将来像及び具体的枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題

(1) 基本的な考え方

- ・ 上記3で示した本市が目指す将来像の実現には、様々な検討すべき課題があるが、子どもファーストの視点で、あらゆる可能性を検討し、できるところから着手し、必要に応じて見直しをしながら取り組む。
- ・ 改めて「地域子どもたちは学校を含めた地域で育てる」との市民意識の醸成を図り、子どもたちに関わる全ての関係者（行政・学校・家庭・地域）がそれぞれの役割を果たすとともに、市民の「居場所づくり」や「出番づくり」にも繋げる。
- ・ 多様なプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組むことで、子どもたちのみならず市民を対象としたスポーツ・文化芸術活動全体の振興を図る契機とする。
- ・ 本市では、学校運営協議会等で培ってきた地域との繋がりを土台に、「まち中に豊かなスポーツや文化芸術があふれ、子どもたちはもとより、市民の皆様が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境づくりを通して、全ての人に『居場所』と『出番』がある、『子どもを真ん中にしたウェルビーイングなまちを実現すること』」という本推進方針策定の理念の実現のため、本市の社会文化資源を最大限に生かしながら、大人も子どもも誰もが主体的に関わるとともに、本市としても、各関係部署が相互に連携し、その実現に向けて取り組んでいく。

(2) 京都版地域クラブ（仮称）（学校管理外）に関する検討すべき事項

ア 実施主体など

- ・ 京都版地域クラブ（仮称）の実施主体の候補としては、総合型地域スポーツクラブ、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、文化芸術団体、習い事教室、民間事業者、大学、NPO法人、学校運営協議会など、様々な団体が考えられるが、一定条件下での登録制による公募等、「京都版地域クラブ（仮称）」への具体的な参画方法等を検討する。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項3」
- ・ 京都版地域クラブでの指導者の確保や設置に係る相談等に対応するための組織的な機能の在り方等を検討する。
- ・ 本市の特徴である「地域子どもは地域で育む」という伝統のもとでの学校運営協議会や、「大学のまち」とも呼ばれる多くの大学生の力等、その強みを生かした本市ならではの在り方を検討する。

イ 指導者

- ・ 大学との連携や人材バンク等の創設等による新たな指導者の確保を進めるとともに、部活動指導員等、既存人材を活用した指導者確保も行う。
- ・ 指導技術の担保や体罰・ハラスメントの根絶など、生徒への適切な指導を行えるよう指導者の養成に向けた仕組みづくり等を検討する。
- ・ 生徒や保護者が不安や困りについて相談できる仕組みの必要性についても留意する。
- ・ 教員向けアンケート調査結果も踏まえ、希望する教員が地域クラブの指導者となる場合の兼職兼業の規定整備等を検討する。…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項10」
- ・ 生徒の多様なニーズに応え、生徒が安心安全に活動できるための研修実施等を検討する。
- ・ 生徒が充実した指導を受けられるようICTの活用を検討する。

ウ 活動内容

生徒の多様な志向や体力等の状況、また、インクルーシブの視点も踏まえた多様な活動内容を、実施主体や指導者の体制に応じて確保できるような方策について検討する。

そのためには、生徒の志向の把握や既存の地域スポーツ・文化芸術団体の実態把握が必要

なことから、小中学生に対するアンケート調査や、既存の地域スポーツ・文化芸術団体の実施主体に対して、活動状況をはじめ指導体制等の基本的事項に関する調査を行い、環境づくりに向けた課題整理を進める。

エ 京都版地域クラブ（仮称）に係るガイドラインの検討

現行の「京都市立中学校部活動ガイドライン」の主旨も踏まえつつ、京都版地域クラブ（仮称）に参加する生徒や指導者にとって、安心安全で充実した活動となるためのガイドライン策定について検討する。

オ 活動場所

- ・ 京都版地域クラブ（仮称）の活動場所として、学校体育施設開放事業や学校コミュニティプラザ事業の状況も踏まえた、学校施設の積極的な活用に向けた方策を検討する。
- ・ 京都版地域クラブ（仮称）に参加する生徒の移動手段に関する安全対策等を検討する（通学時点からも含む）。

カ 保護者等の経済負担の軽減

- ・ 京都版地域クラブ（仮称）においては、生徒が安心して安定的に参加できる持続可能な活動環境を維持するために、指導者への適切な報酬等の運営に必要な経費を、参加者が負担することになることから、家庭の経済状況に関わらず、希望する生徒が参加できるための公費負担の在り方等を検討する。
- ・ 引き続き、国に対しても、生徒の多様な活動の場の確保の観点から、国として必要な財源支援を行うよう要望を行う。

キ 民間企業等との連携

今後の学校部活動の方向性については、民間企業などの各種団体においても関心を寄せるところが多い。指導者派遣や活動場所の提供をはじめ、資金面でのサポートなど多面的な協力を仰ぐことができる可能性に鑑み、各種団体との連携の在り方を模索する。

ク 大学等との連携

大学のまちの特性を生かし、指導者派遣や指導者人材バンクへの登録等で、大学等と連携強化を進めるとともに、実施主体としての可能性についても連携して研究する。

ケ 大会やコンクール等の運営の在り方

現行の大会やコンクール等は主に学校を単位として参加する形であるが、地域クラブとしての参加について、その条件や手続、大会自体の運営体制等を含めて、今後の望ましい在り方を関係者間で検討する。

コ 京都版地域クラブ（仮称）の参加対象

本市立中学生以外の生徒の京都版地域クラブ（仮称）への参加等について検討する。

（３）放課後活動（学校管理内）に関する検討すべき事項

- ・ 生徒の主体性を踏まえ、各学校が設定する活動であり、多様な在り方が考えられることから、各教職員が共通理解のもとで円滑に実施できるよう、例えば、生徒が主体となり活動を企画する形等、活動内容や日数等の具体的な事例を検討する。
- ・ 外部人材の活用を検討する。

5 今後の進め方

- ・ 上記4の課題への具体的な対応の方向性などを盛り込んだ実施計画は、令和7年度中の策定を目指す。
- ・ 運動部と文化部について、内容、休日の活動の有無、指導者の専門性など、それぞれに特色があるため、今後の実施計画作成の段階で、特性に応じて検討していく必要がある。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項5」
- ・ 令和10年度までの準備期間にあたっては、学校部活動の活動単位を複数校に順次整備することや京都版地域クラブ（仮称）の整備に向けた更なる実践研究を進める。
- ・ 生徒や保護者、想定される実施主体、市民等に対し、準備期間の進捗を含め、本市の京都版地域クラブ（仮称）や放課後活動の内容の周知や共通理解に取り組む。
…（参考）「2（3）本市の取組」の「事項7、11及び12」
- ・ 実践研究等を通じて発生した課題、更には新たに把握した状況に応じて、適宜、見直しを行いながら取組を進めることとする。

＜（参考）今後の進め方について＞

上記「4 本市が目指す将来像及び具体的な枠組の実現に向けた基本的な考え方や諸課題」及び「5 今後の進め方」に記載している内容について今後検討を進める。主な内容の進め方は以下のとおり。

